

## 政令第百八号

### 地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）の一部の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第三項及び第七百四十七条の五の二第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十七条の三第一号中「及び扶養親族」の下に「（年齢十六歳未満の者及び法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この号において同じ。）」を加える。

第五十七条の二中「第七号に」を「第八号に」に改め、同条の表第五十七条の五の二第七号の項中「第五十七条の五の二第七号」を「第五十七条の五の二第八号」に改める。

第五十七条の五の二第七号及び第八号を次のように改める。

#### 七 自動車税の種別割

#### 八 法人の市町村民税

第五十七条の五の二に次の四号を加える。

九 固定資産税

十 軽自動車税の種別割

十一 事業所税

十二 都市計画税

附則第三十九条を削り、附則第四十条を附則第三十九条とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、地方税法施行令第四十七条の三第一号の改正規定及び次項の規定は、令和六年一月一日から施行する。

(市町村民税に関する経過措置)

2 この政令による改正後の地方税法施行令(次項において「新令」という。)の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人

の市町村民税については、なお従前の例による。

(特定徴収金に関する経過措置)

3 新令第五十七条の五の二(第七号、第九号、第十号及び第十二号に係る部分に限る。)の規定は、令和五年度以後の年度分の地方税に係る地方税法第七百四十七条の五の二第二項に規定する特定徴収金について適用する。

## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、特定徴収金に係る地方税について所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。